

様式第四十五（第六十一条関係）

（表）

第 号
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第59条 第2項の規定による身分証明書 写 真 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日発行 発行者名 国

（裏）

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律抜粋

第五十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者若しくは認定医療情報等取扱受託事業者（これらの者のうち外国取扱者である者を除く。）、匿名加工医療情報取扱事業者、連結可能匿名加工医療情報利用者（国の他の行政機関を除く。第六十一条第七項において同じ。）若しくは医療情報取扱事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

七 第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

2 発行者は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣とする。